

四日市市告示第57号

令和6年能登半島地震被災者生活準備支援金の給付に関する要綱を次のように定める。

令和6年2月13日

四日市市長 森 智 広



令和6年能登半島地震被災者生活準備支援金の給付に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和6年能登半島地震により被災し、本市の市営住宅に入居した被災者が、当市での生活を送るために必要な物品等を揃えるための令和6年能登半島地震被災者生活準備支援金（以下「支援金」という。）を給付することについて必要な事項を定めるものとする。

(被災地)

第2条 この要綱において被災地とは、令和6年能登半島地震により災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用となった地域（新潟県、富山県、石川県及び福井県の47市町村）のことをいう。

(給付対象)

第3条 支援金の給付の対象は、被災地に住所を有し、本市の市営住宅へ避難して1箇月以上居住している（居住する予定を含む。）者とする。

(支援金の額)

第4条 支援金の給付は、入居する住戸につき1回限りとし、その額は1住戸あたり20万円とする。

(申請)

第5条 支援金の給付を受けようとする者は、令和6年能登半島地震被災者生活準備支援金給付申請書（別記様式。以下「申請書」という。）に次の各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 申請者が本人であることを確認できる書類

(2) リ災証明書

(3) 令和6年1月1日に申請者が被災地に住所を有していたことが確認できる書類

2 前項に定める申請は、令和7年1月31日までにしなければならない。

(給付決定)

第6条 市長は、前条に定める申請書を受理したときは、給付対象の要件を確認し、支援金の給付の可否を決定するものとする。

(給付の方法)

第7条 市長は、前条に定める給付の決定をしたときは、口座振込により支援金の給付を行う。ただし、市長が別に定める場合は、他の方法により給付することができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

## 令和6年能登半島地震被災者生活準備支援金給付申請書

四日市市長

令和6年能登半島地震被災者生活準備支援金の給付を申請します。また、この支援金の給付のために四日市市が私及び世帯を同一にする世帯員の住所要件等を調査、確認することに同意します。

|        |      |                                        |                   |  |
|--------|------|----------------------------------------|-------------------|--|
| 申請者    | 住 所  | (電話番号： — — )                           |                   |  |
|        | 氏 名  |                                        |                   |  |
|        | 生年月日 | 年 月 日生                                 |                   |  |
| 現在の居所  |      | 四日市市<br><input type="checkbox"/> 住所と同じ |                   |  |
| 被災地の住所 |      | <input type="checkbox"/> 住所と同じ         |                   |  |
| 振込先    | 金融機関 | 銀行・信金<br>信組・農協<br>本店・支店<br>営業所・出張所     |                   |  |
|        | 口座番号 |                                        | 口座名義人<br>(申請者に限る) |  |

(添付書類) ①申請者が本人であることを確認できる書類 (運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど)

②り災証明書

③令和6年1月1日に被災地に住所を有していたことが確認できる書類 (①、②の書類により住所が確認できる場合は省略できます。)